

日本における「子ども虐待」の変遷 (第3報)

岩下美代子, 岩本 愛子

The Transition of Child Abuse and Neglect in Japan (Report 3)

Miyoko Iwashita and Aiko Iwamoto

岩下は、1980年(昭和55年)10月から翌年の3月まで、アメリカNorth Carolina州にある“Thompson Children's Home”で被虐待児たちと初めて出会った。わずか6カ月の研修であったが、強烈な体験であった。当時、アメリカの「子ども虐待」は日常茶飯事で社会問題の一つであった。帰国以来私の脳裏から「子ども虐待」は消えることはなかったが、他のことに忙殺されて、ここ25年間「子ども虐待」に真剣に取り組めないでいた。

わが国でも平成に入って「子ども虐待」が深刻になり、2000年(平成12年)に「児童虐待防止法」が成立。これに比べアメリカは、1974年(昭和49年)には「児童虐待防止対策法案」が制定され、子ども虐待に対する対応と防止への取り組みも進んでいた。

「子ども虐待」は、家庭という密室で行われる場合が多く、これと取り組むことは昨今の個人情報問題もあり、難しいことは重々承知している。虐待の原因は、一つの要因でなく複合的で、一筋縄ではいかない。しかし、世代間連鎖や子育てのストレスなども見逃せないと考える。

これらを考える時、教育はとても大切だと思う。虐待とは何か・虐待の背景・対応などの知識を得て、教育を受けていれば予防・減少できるという希望は持ち続けたいと願っている。そこで、短期大学で女子教育に携わっている筆者らは、将来母親になっていく学生たちに、「子ども虐待」の現状理解と防止啓発を図ることを目的に、2007年(平成19年)から「子ども虐待」と向き合ってきた。今回は、その3年目の研究報告である。

Key words: [子ども虐待] [児童虐待の内容] [国際比較] [文献による研究]

(Received September, 24, 2009)

I. はじめに (研究目的)

思春期における青少年の臨床上的種々の問題は、この時期に発達上の問題がそこにあるからではあるが、それだけではなく、誕生から3歳近くまでの非言語的な発達期の重要さと親子関係相互の響きあいが、背景にあることをだれもが認めている。子どもが誕生して初めて接するのが家庭であり、人間関係や教育の基盤を作る場所である。その家庭内で虐待を受けた子どもたちは、心身の成長や発達に大きな影響を受ける。

また、家庭内において弱者である子どもに対して、強い立場にある親ないし保護者が加害者になる行為は、どのような理由があるにしても許されることではない。

筆者は1981年(平成56年)、アメリカでの短期研修を終えて帰国して以来、アメリカの施設

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻生活ウエルネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

で出会った子どもたちのことを忘れたことはない。日本は良くも悪くもアメリカの社会現象が20年くらい遅れて発現するといわれている。当時、「子ども虐待」は民間レベルで憂慮していたが、政府はまだ深刻な社会問題として取り組んでこなかった。わが国の1980年(昭和55年)前後の時代は、校内暴力・家庭内暴力・いじめ・不登校などで教育界を揺るがしていた時代であった。

「子ども虐待」の問題は私の脳裏から離れることはなかった。しかし、当時の私は、自閉症児や不登校の家族との触れ合いが中心であった。この25年間「子どもの虐待」を気に留めながら真剣に取り組めないでいたが、平成に入ってわが国も「子ども虐待」が深刻になり始めた。

厚生労働省が調査を開始した1990年度(平成2年度)は虐待に関する相談件数が1,101件であったが、2004年度(平成16年度)から2006年度(平成18年度)の3年間は、3万件を超える件数にまで増加し、子どもたちの虐待死や児童殺害事件も増えつつある。アメリカでは1996年(平成8年)に虐待の通報件数が310万件と報告されている。これと比べて日本は少ないから大丈夫とみる人もいるかもしれないが、いずれアメリカ並みにならないとも限らない。

わが国の特異点は、短期間における急増ぶりである。統計データを公表し始めた1990年度からその後の10年間で発生件数は16倍に膨れ上がり、2006年度には約34倍に増えている。また、虐待が明るみになった時に加害者である親の多くが、開口一番「しつけのためにやった」と言うことである。しつけを口実とした児童殺害の多発も特有の一つではないだろうか。

今年、2009年7月14日の厚生労働省の発表でも、昨年度、全国の児童相談所で対応した児童虐待の件数は4万2,662件で、過去最悪を更新し、昨年度よりも2,023件増加したことを発表した。

①第1報では、主に、種々の文献研究を通してⅠ.「子ども虐待」とは何か(定義と分類)、Ⅱ.「子ども虐待」に関する行政取り組みの変遷-日米の比較を通して-Ⅲ.アメリカの「子ども虐待」へのケア例(“Thompson Children's Home”での取り組みを紹介)を中心に報告した。

②昨年、第2報では、Ⅰ.「子ども虐待」の内容分析を行い、Ⅱ.2008年1~8月までに、わが国で実際に報道された「子ども虐待」の事件を収集分析した。Ⅲ.「子ども虐待」内容-日米および諸外国との比較-を中心に報告した。

そして今後の予定として、

③わが国の「子ども虐待」の背景・日米および諸外国との比較また、地元、鹿児島の状況についても言及していきたい…など。

④虐待を受けた子どもたちに与える影響とその対応などを中心に、継続研究していきたいと考えている。

また、

⑤家庭内の子ども虐待にとどまらず、児童施設などで行われる「子ども虐待」および日本の親子心中という名の子殺しについても研究していけたらと考えている。

これらのことを頭において、筆者らは、今年度も種々の資料収集や文献購読、そして、「子ども虐待」関連の研修会参加、「児童養護施設」視察、現場の関係者との聴き取りなどを行ってきた。正直、知れば知るほど、「子ども虐待」の困難さと悲惨さに、解決と予防はあるのか、今後どう歩めばいいのか、もうこらで終止符を打ちたいという悲愴感が本音である。この状況の中で、筆者らは何ができるのだろうかと考え続けている。

虐待を受けている子どもたちをすぐに具体的に支援できないにしても、初年度に掲げた目標、つまり、野田正彰（京都女子大学、精神病理学）が「今後、子ども虐待は加速化するだろう。問題の根幹は教育にあり、豊かな人間関係を基本に据えるように教育の思想的なバックボーンを変える必要がある」と指摘したことに対し、筆者らは微力ながら、「子ども虐待」の予防として教育の啓発をしていきたいと考えてこの研究を始めた。

そして、ここ15年間、「子ども虐待」について講義する機会も増えてきた。将来母親になる可能性を持つ女子学生のために、「子ども虐待」についてともに学び考えていきたいと思っている。少子化の一途をたどる日本にとって、未来の担い手である子どもを、親だけでなく周囲の大人・地域社会が一丸となって子どもたちを守り育て、真の愛情を育む教育に力を入れていきたいという思いを抱いてこの研究を続けていこうとあらたにした。

注：本文中で下記の表現は、以下に統一した。

※法令などの名称の時は「児童虐待」に、それ以外は「子ども虐待」と区別して表記。

※文中の年号は西暦を優先するが、日米の比較などをわかりやすくするため、日本の元号も挿入した。

※かつての厚生省および文部省は、2001年（平成13年1月6日付）から現在の厚生労働省・文部科学省に呼称変更となったので、全て新呼称で表記を統一した。

Ⅱ. 「子ども虐待」発生件数・内容の推移について—データにみる諸外国との比較—

今回、日本と諸外国との「子ども虐待」比較を試みていく上で、アメリカ・フランス・イギリスの3カ国を選択した理由を簡単に述べておく。

- ①「子ども虐待」の先進国はいろんな意味で、アメリカであること。
- ②「子ども虐待」の諸外国との比較を考える時、キリスト教国でも、フランス・イギリスとアメリカの対応は、多少異なるということに興味をもった。
- ③諸外国との比較といっても筆者らは、文献に頼らざるをえないが、フランス・イギリスは短期の研修旅行とはいえ、10回ほど訪れた国であり、アメリカは短期間2度生活したという経験から、わずかでも、各国の文化の相違を多少とも理解した上で「子ども虐待」を論じていくことに役立つかもしれないと考えた。
- ④前述同様、同時期の統計資料など世界のデータは入手困難で、とりあえず今回は、Group of Eight（アメリカ・イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・日本・フランス・ロシア）から3カ国を選んで資料収集・文献講読を始めることにした。
- ⑤日本を除く3カ国とも、少子化政策に成功している国である。

「虐待」の定義は、国・研究者や臨床家の間で様々な意見があり、必ずしも統一した見解はない。「子ども虐待」は、“Child Abuse and Neglect”または“Battered Children”（虐待・ネグレクトされている子どもたち、被虐待児）と一般に英訳されている。親または親に代わる保護者、年長の同居親族などにより児童に加えられた以下の行為をいう。虐待であるかどうかは親（親に代わる保護者など）の意図とは関わりなく、あくまで(1)子どもの視点、(2)子ども自身が苦痛

を感じているかどうかといった観点から判断されるべきであるという視点が強調されている。

「子ども虐待」に加えられる虐待行為は、次の4つに分類される。これについては、前回詳しく述べているので、ここでは論を進める上で必要な説明だけにとどめる。

- ①身体的虐待 Physical abuse : 子どもの生命・健康に危険のある身体的な暴行
- ②性的虐待 Sexual abuse : 性交・性的暴行・強要など
- ③ネグレクト (保護の怠慢や拒否) Neglect
: 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為
- ④心理的 (情緒的) 虐待 Psychological (Emotional) abuse
: 暴言や差別など心理的外傷を与える行為

「子ども虐待」の中でも、「心理的虐待」は定義が難しい。あえて定義すると、子どもの感情的発達を損ない、自尊心を傷つける行為によって、子どもに精神的打撃を負わせる虐待行為である。以上の定義は、「子ども虐待の手引き」を引用した。

まず、筆者らは、統計資料による児童虐待の発生件数の推移および内容について、4カ国の比較を試みることにした。そのため、各種統計資料すなわち(1)2006国際連合世界統計年鑑 (国際連合統計局), (2)2009/10世界国勢図会 (矢野恒太記念会編), (3)2009/10日本国勢図会 (矢野恒太記念会編), (4)ヨーロッパ統計年鑑2006-2007 (ヨーロッパ連合編), (5)現代アメリカデータ総覧2007 (合衆国商務省センサス局編), (6)平成20年度文部科学白書 (文部科学省), (7)日本子ども資料年鑑2009 (日本子ども家庭総合研究所編), (8)平成21年度版青少年白書 (内閣府編), (9)国民衛生の動向2009年第56巻第9号 (厚生統計協会) の最新版で調査を行い、また、インターネット上で(10)ユネスコ文化統計, (11)フランスの社会統計機関ODAS (Observatoire Nationale de l'action sociale decentralisee) およびイギリスの(12)「子ども省」 (子ども・学校・家庭省), DCS (Department for Children, Schools and Families) のデータなどで検索を試みた。

しかし、ここで各国政府や公的機関あるいは業界が公表した数値は、統計の定義・分類・集計範囲が異なっているし、公表年度は同じでも、調査年月日が違うため、データの整合性がとれないという暗礁にぶつかった。表面的な数値のみで直接比較することの困難さを前に中断しようとも考えた。また、これらの作業をしていく中で、「子どもの虹情報センター」(日本虐待・思春期問題情報研修センター) のデータ情報や財団法人資生堂福祉事業財団が行った「第33回資生堂児童福祉海外研修報告書」にも出会い、筆者らが行おうとしていることは、既に報告されているとの思いであった。

それでも、筆者らは自分たちなりの方法で可能な限り最新のデータを収集し、現場の生の声を学び、これからの若い世代に「子どもの命の大切さ」や「子ども虐待予防」の教育に寄与していく手がかりにすべき、研究・考察を試みることにした。以上のことを踏まえて、考察していくための簡単な各国の基本情報を表1にまとめた。

次に日本・イギリス・フランス・アメリカのそれぞれの「子ども虐待」発生件数を、表2～表5に示している。

表1 4カ国の基本情報

項目	日本	イギリス	フランス	アメリカ	
面積（千km ² ）	378	243	552	9,629	
人口（単位千人）	127,772	61,000	61,538	299,398	
人口密度（1km ² ）	343	251	112	31	
人口年齢構成別	0-14歳（%）	13.6	17.7	18.5	20.3
	15-64歳（%）	65.5	66.3	65.2	67.3
	65歳以上（%）	20.8	16.0	16.3	12.4
結婚率（人口千人）	5.6	5.1	4.5	7.8	
離婚率（人口千人）	2.05 (36.6%)	2.80 (54.9%)	2.49 (55.3%)	3.70 (47.4%)	
合計特殊出生率（人）	1.3	1.9	2.0	2.1	
出生率（人口千人）	8.7	12.4	12.7	14.2	
乳児死亡率（人口千人）	2.6	5.2	4.4	6.9	
国民一人あたりGNI（ドル）	38,630	40,560	36,560	44,710	
主な宗教	神道 51.1% 仏教 42.7% キリスト教 1.5% その他 4.7% （天理教、生長の家、世界救世教、PL教団…等）	キリスト教 71.0% { 英国国教会 58% カトリック 10% バプティスト 3% イスラム教 3.0% 無宗教 23.0%	キリスト教 81.5% { カトリック 80% プロテスタント 15% イスラム教 7.0% その他 11.5%	キリスト教 80.0% { カトリック 26% プロテスタント 54% ユダヤ教 1.4% その他 18.6%	

※データは、世界国勢図会第19版2008/09と日本国勢図会2009/10による（2006年のデータと比較）。

※日本の宗教は、文化庁の宗教年鑑（平成20年度）によるもので、数値を%に換算している。

表2は、わが国における全国の児童相談所に対応した相談件数を、虐待の内容別に示したものである。表2からいえることは、全国児童相談所に対応した子ども虐待相談件数が、調査開始した1990年度（平成2年度）は1,101件であったものが、1999年度（平成11年度）に1万件を突破し、2001年（平成13年度）は2万件突破、そして2004年（平成16年度）以降は、3万件を優に越え、2007年（平成19年度）と2008年では2年連続4万件になり、増加し続けているのが現状である。

相談件数を内容別にみると、日本の「子ども虐待」は、調査開始以来、数字上は身体的虐待が圧倒的に多く、次いでネグレクトである。しかし、その数値は年々身体的虐待が少しずつ減少し、その代わりにネグレクトと心理的虐待が増加傾向にある。性的虐待は、フランスの30%前後、イギリスとアメリカの10%前後と比べてもずっと少ない。

表2 日本の児童相談所における虐待内容別相談件数の推移

(単位：件)

年 度	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
2000年度 (平成12年度)	8,877 (50.1%)	6,318 (35.6%)	1,776 (10.0%)	754 (4.3%)	17,725
2001	10,828 (46.5)	8,804 (37.8)	2,864 (12.3)	778 (3.3)	23,274
2002	10,932 (46.1)	8,940 (37.7)	3,046 (12.8)	820 (3.5)	23,738
2003	12,022 (45.2)	10,140 (38.2)	3,531 (13.3)	876 (3.3)	26,569
2004	14,881 (44.6)	12,263 (36.7)	5,216 (15.6)	1,048 (3.1)	33,408
2005	14,712 (42.7)	12,911 (37.5)	5,797 (16.8)	1,052 (3.1)	34,472
2006	15,364 (41.2)	14,365 (38.5)	6,414 (17.2)	1,180 (3.2)	37,323
2007	16,296 (40.1)	15,429 (38.0)	7,621 (18.8)	1,293 (3.2)	40,639
2008 (平成20年度)	2009年7月14日厚生労働省の速報				42,662

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

表3-1 イギリスの児童虐待通報数の推移

単位：件

年	通報数	初期 アセスメント	コア アセスメント
2003年	570,200	263,900	55,700
2004	572,700	290,800	39,400
2005	552,000	290,300	49,700
2006	569,300	300,200	63,100
2007	545,000	305,000	73,300

表3-2 イギリスの児童保護計画（登録）ケース数と虐待種別の推移

単位：件

年	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	混合/不特定	合計
2002年	5,300 (19.1%)	10,800 (39.0%)	4,700 (17.0%)	2,800 (10.1%)	4,100 (14.8%)	27,700
2003	5,700 (18.9)	11,700 (38.7)	5,400 (17.9)	3,000 (9.9)	4,400 (14.6)	30,200
2004	5,800 (18.6)	12,600 (40.4)	5,700 (18.3)	2,800 (9.0)	4,300 (13.8)	31,200
2005	5,500 (17.9)	13,200 (42.9)	5,700 (18.5)	2,700 (8.8)	3,700 (12.0)	30,800
2006	5,100 (16.2)	13,700 (43.6)	6,700 (21.3)	2,600 (8.3)	3,300 (10.5)	31,400
2007	5,100 (15.3)	14,800 (44.3)	7,800 (23.4)	2,500 (7.5)	3,200 (9.6)	33,400

資料：Department for Children, Schools and Families, 2007年

この内容分析は、簡単に結論をいえるものでなく時間を要する。今回、わが国の「子ども虐待」の内容分析要因・背景分析を結論付けることは無理であるが、今後、この「子ども虐待」のうち、2つの虐待に注目していきたい。

第一点は、性的虐待である。前回からの課題であるが、日本の性的虐待はアメリカに代表される諸外国と比べて少ない。これは表面上であって、筆者らは実際には報告された実数よりかなり多いと思っている。性的虐待の虐待者の多くは、子どもの身近にいる人々であり、虐待行為が愛情とすり替えられて子どもたちに伝えられていることもある。何よりも「家庭」という闇の世界に隠されて、葬り去られやすいのが性的虐待だからである。従来わが国では、性的虐待は近親相姦という言葉で表現されてきたので、統計上の数に含まれていなかったり、家庭の恥は隠すという背景もあるのではないか。「実の親がまさかそんなことをするはずがない」と子どもが訴えても信じてもらえないという場合もある。

子どもたちへの性的虐待に限らず、日本の場合、成人に対する性的暴行（レイプ）の被害者も泣き寝入りする人が多いことを思えば、アメリカを初めとするイギリス・フランスは、子どもへの性的虐待（近親相関も含めて）や、夫婦間・恋人同士でさえ相手が嫌がっている性行為は犯罪であるという認識が早くからあった。日本がこれらの国並みに認識されてくると性的虐待の数は増えるのではないかという危惧を持っている。

また、近年アメリカの研究で、性的虐待は子どもたちが成長するに従い、大きな心の傷を残し、解離性同一性障害（多重人格）においては、多くが性的虐待の被害を受けており、これらの関連性が明らかになりつつある。これらのことを考えると、将来、母親になる可能性を持つ女子教育に従事している私たちは子どもへの性的虐待は、重大な問題だと認識している。その背景の真相は何なのか、その対応と予防は困難であるが避けて通れない課題である。

二点目は、心理的虐待である。「自分は生きていても価値がない、自分は愛されていない、自分なんていなくてもいい存在だ」など感じる状況が心理的虐待である。身体的虐待やネグレクトは、第三者によって気付かれやすい。しかし、心理的虐待は、身体的な外傷があるわけでもないので、親子間の葛藤・確執という問題に扱われていて、性的虐待と同じように数としてのぼってこないケースが多いのではないだろうか。

心理的虐待は、後遺症として、周囲との基本的信頼関係や安心感・安全感・被保護感を築けないこと、愛情障害に基づく様々な症状を示すことが多いといわれている。長年、教育現場で若者と付き合っていると、極端な社会性の欠如・コミュニケーションが築けないなど対人関係の希薄さが目立ってきている。その要因の一つに、心理的虐待も幾分関係があるのではないかと最近考えるようになった。これはまだ、何の根拠もなく筆者らの推測の域でしかないが、性的虐待とともに今後、追求していきたい課題の一つである。

表3-1と表3-2は、イギリスの児童虐待の現状をまとめたものである。イギリスのソーシャルサービスに通報される件数は、2004年の572,700件がピークであるが、増減を繰り返しつつ減少している。それに対してサービスが必要かどうかを査定する初期アセスメント、この中からさらに詳細なアセスメントを検討していく、コアアセスメントの件数は増加の傾向にある。

全体の総数は、「子どもの虹情報研修センター」の川崎二三彦らが報告している「イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書」（2008年3月31日発行）によると、単純な比較は出来ない

が、わが国の児童相談所の処理件数は、イギリスの初期アセスメントにほぼ相当するとみなしている。だとすると、年齢別人口構成比、0-14歳がイギリス17.7%、日本13.5%で「年少人口」が日本より4%高いことを考慮しても、イギリスの児童虐待発生件数は、日本の10倍以上でアメリカと同様多いといえる。

また、児童保護計画（登録）ケースは、調査の結果、児童虐待の状況が明らかで、緊急性や問題の深刻さが認められるケースなので、表3-2は、イギリスの児童虐待の実情の推移と同じである。イギリスの特徴は、最も多いのは、ネグレクトが40%前後で年々増えている。日本に多い身体的虐待はイギリスでは、半数以下である。もちろん、ネグレクトは保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為であり、身体的虐待同様、子どもたちの生命が脅かされることに直結していくので、子どもの生命に対するリスクは身体的虐待もネグレクトも同じである。

性的虐待に関しては、「第33回資生堂の研修報告（2007年）」でも述べられているように、イギリスでは1980年代以降、性的虐待の問題が認識され、1990年代に入ってその認識が高まった。性的虐待を受けた子どもたちが(1)自分の体験についてきちんと話せないこと、(2)被害者の4人に一人が16歳以下であること、(3)12歳以下の被害者中97%は、信頼をおいている知人からの被害であることなどを重大視している。児童虐待防止協会は2003年以後、フレッシュスタート部（性的虐待対策）を立ち上げて対策に取り組んでいるという効用の表れか、性的虐待に関しては2002年の10.1%から5年連続で減少を続け、2007年度は7.5%に減りつつある。

フランスでは、子ども虐待の通告は、種々の関係機関を経て最終的には、児童社会福祉援助機関と児童司法保護機関に対して行われている。子ども虐待発生の統計調査は、社会福祉統計機関ODAS (Observatoire Nationale de l'action sociale decentralisee) が発表している最近5年間のデータを表4-1と表4-2に示した。

フランスの場合、イギリスと類似した方法で、虐待関連の定義を3つに分類している。(1)被虐待児 (Enfant Maltraite), (2)リスクのある子ども (Enfant en risque), (3)危険な状態にある子ども (Enfant en danger) の3区分である。リスクのある子どもと危険な状態にある子どもとの区別は明確でないとしながら、日本の「要保護児童」に近い概念は後者だとしている。

危険な状態にある子どもの数は、2000年までは85,000未満を維持しており、被虐待児も減少傾向にあったが、表でもわかるように2001年には85,500、2002年86,000、2003年89,000、2004年は95,000件と増加の一路をたどっている。先の0-14歳人口をみるとフランスは日本よりも

表4-1 フランスの児童虐待発生件数の推移

単位：件

年	被虐待児	虐待のリスクのある子ども	虐待の危険のある子ども合計
2000年	18,300	65,500	83,800
2001	18,400	66,600	85,000
2002	18,500	67,500	86,000
2003	18,000	67,500	89,000
2004	19,000	76,000	95,000

表4-2 フランスの児童虐待状況別発生件数の推移

（※100以下の数値は非表示） 単位：人

年	身体的虐待	ネグレクト および 心理的虐待	性的虐待	合 計
2000年	6,600 (36.1)	6,200 (33.9)	5,500 (30.1)	18,300
2001	5,800 (31.5)	6,700 (36.4)	5,900 (32.1)	18,400
2002	5,600 (30.3)	7,000 (37.8)	5,900 (31.9)	18,500
2003	5,600 (31.1)	7,200 (40.0)	5,200 (28.9)	18,000
2004	6,600 (34.7)	6,900 (36.3)	5,500 (28.9)	19,000

資料：ODAS「社会福祉統計機関」

5%多いが、イギリスとはほぼ近値の18.5%で、両国は総人口も76万6千人の違いなので、非常に人口動態などイギリスと似ている。その割には子ども虐待の発生は、フランスよりもイギリスが非常に多い。その原因は何に起因しているのだろうか。

日本との比較については、「子どもの虹情報研修センター」の小林登らが、「フランスの人口が日本のほぼ二分の一。合計特殊出生率・年間出生数・乳児死亡率など数値がほぼ近い。つまり、子どもの人口静態・動態はほぼ類似と考えられる（2001年）」と述べているが、最近の2004年のフランスの被虐待児発生件数19,000件に対して日本は33,408件で2倍弱の数値だから年間の発生頻度は、フランスと日本は同じくらいというのは興味深い。虐待天国といわれるアメリカ・イギリス同様フランスも日本よりずっと多いと推測していたので意外であった。

また、虐待種別についてはフランスも他の3カ国同様、虐待の内容を4つに分類はしているものの、2002年以降のデータが、ネグレクトと心理的虐待を合わせたの数値となっているので、ネグレクトと心理的虐待の割合が確認できないが、過去の数値から鑑みて、わが国と同じく、身体的虐待が一番多いといえる。ついで日本・イギリスに比べて性的虐待が多く30%前後だということには驚く。日本の9～10倍である。その理由として、小林登らは、「1990年代から米国も欧州も虐待対策が次第に進展したところ、発生頻度の高い身体的虐待と虐待死がまず減少し、次第に性的虐待に置き換わっていった経緯がある」と分析している。つまり、フランスの現状は先進国にみられる典型的なパターンだとしている。ということは、日本も将来アメリカ・フランスのパターンをたどることなのか。いずれにしろ虐待対策が進んで、生命の危機にある身体的虐待やネグレクトは減少するが、その代わりに性的虐待が増加するのでは意味がない。

表5をみると、アメリカは14歳未満の子ども人口が日本より約7%高く、総人口が3億になりつつあるので、日本の3倍弱とはいえ、児童虐待、遺棄の申し立ておよび捜査件数が2004年では、日本の90倍以上の3,423,347件で、捜査後に虐待が立証された被害児童数は872,088人という多さである。つまり、おおよそ86人に一人の割合で、子どもたちは虐待をうけていることに

表5 アメリカの児童虐待・遺棄の起訴数の推移

単位：人

年	身体的虐待 (物理的虐待)	ネグレクト (遺棄)	心理的虐待 (精神的虐待)	性的虐待	その他 および不詳	犠牲者合計
2000年	167,713 (19.40%)	517,118 (59.80%)	66,965 (7.70%)	87,770 (10.20%)	25,498 (3.00%)	864,837 (X)
2001	168,284 (18.6)	516,646 (57.2)	61,779 (6.8)	86,834 (9.6)	17,664 (2.0)	903,141 (X)
2002	167,168 (18.6)	525,131 (58.5)	58,029 (6.5)	88,688 (9.9)	18,128 (2.0)	897,168 (X)
2003	164,689 (18.4)	550,178 (61.6)	57,391 (6.4)	87,078 (9.8)	17,945 (2.0)	893,296 (X)
2004	152,250 (17.5)	544,050 (62.4)	61,272 (7.0)	84,398 (9.7)	17,968 (2.1)	872,088 (X)

資料：「現代アメリカデータ総覧」2007年

※ X → 該当なし (児童は複数の虐待を受けていることが多い。従ってこの項の合計は100%を超える)

※このデータは、各州の「児童保護サービス機関」の調査による児童虐待および遺棄の申し立て件数に基づいて、全米の総計を出している。

※虐待が行われたかあるいはその危険があることを、州法のもとで立証するのに十分な証拠が存在することを決定するための捜査の訴因を示している。

なる。ただ、ここ数年の推移としては、途中多少増加するも、全体としては減少しつつあることは喜ばしいことである。立件されたケースの内訳は、ネグレクト(遺棄)が大部分(約60%前後)を占め、次は身体的虐待で約18%前後である。性的虐待は約10%、心理的虐待がおおよそ7%である。

わが国と比較してみると、わが国はネグレクトと身体的な虐待が大差なく、ネグレクトが40%弱で、身体的虐待は40%強である。性的虐待はアメリカより少なく3%前後である。アメリカの性的虐待は10%強～10%以下に減少しつつあることはうれしいが、約10%の子どもが性的虐待の被害を受けていることは重大である。アメリカの心理的虐待は、わずか2%と少ない。日本・イギリス・フランスの3カ国は、心理的虐待がそれなりに多いのに対し、アメリカは性的虐待よりも少ないのが特徴である。

アメリカ在住の児童保護局でソーシャル・ワーカーである粟津美穂は、「アメリカでは2004年、1,490人の子どもが虐待で死亡した。一日平均4人の割合である。その中の五分の四は、4歳以下の年少者である」と報告している。

これらアメリカの統計資料をみて考えることがある。アメリカは虐待対策においては先進国といわれ、わが国より30～35年も前から真剣に対策に取り組んでいるにも関わらず、虐待件数が相変わらず多いのはなぜか。複数の要因、事情がいわれており簡単ではない。イギリスと同じく、貧困・多民族の集約国なども日本とは異なっている点である。これについては、今後の継続課題である。

アメリカでは、1974年(昭和49)の児童虐待防止法の成立以来、医師・教師・セラピストなど子どもに関わる職業の人たちに虐待の報告義務が課せられている。過去35年間のアメリカの虐待の通報・報告数の激増の要因は、通報の義務化のせいだけでなく、制度の見直し、特に、「子

ども虐待」の定義が曖昧で広義すぎること、桁違いに多い通報・報告によりソーシャル・ワーカーが検討・調査に奔走している中に、命取りになるようなハイリスクのケースが見過ごされるなどの欠点も指摘されているが、「子ども虐待」の対応について、その道の先進国としてのアメリカに学ぶ点が多い。

しかし、国民性・文化の相違に配慮することなく、アメリカを単に真似ても日本では、「これは無理だ」ということも多い。現実には、イギリス・フランス・アメリカのようにシステム化の整備、専門スタッフの養成などは、ここ10年の短期間で一気に「子ども虐待」が注目されてきたわが国は、まだまだ前途多難である。

先日、8月28日（2009年）、AFPBB Newsは、「アメリカCalifornia州で、1991年6月にサンフランシスコ郊外の自宅付近で、車に乗った2人組に連れ去られたきり、18年間行方不明になっていたジェイシー・リー・ドゥガード（Jaycee Lee Dugard）さん（当時11歳）が、27日に18年ぶりに無事保護されたと伝えた。地元警察の発表によると、ジェイシーさんは18年間、誘拐犯とみられるフィリップ・ガリドー（Phillip Garrido）、妻ナンシー（Nancy Garrido）夫婦の自宅物置やテントに監禁され、学校や病院にも行っていなかったが、健康だ」というニュースを伝えてきた。

その続報では、「彼女が、容疑者と親密な関係を築いたことに罪の意識を感じていることを明らかにし、ジェイシーさんはフィリップ被告との間に現在11歳と15歳になる娘二人をもうけていることを発表した。付近の住民は、誰にも知られずに長期間、女性が監禁されていたことにショックを隠せない。近隣住民から、被告の家の裏庭にある小屋に子どもたちが監禁されているようだとの通報を受けていたが、通報を受けた保安官は被告の自宅に入らず、裏庭も調べなかった。保安官事務所は26日にこの事実を認め、ジェイシーさんを救出する機会を逃していたことを謝罪する声明を発表した。もっと早く犯罪に気づけなかったことで捜査機関は衝撃を受けている。」というショッキングなニュースが飛び込んだ。

昨年、2008年4月29日のAFPBB ニュースでも、世界中を震撼させた事件が報道された。次のような内容であった。

「オーストリアで27日、考えられないような事件が明らかになった。同国東部の小都市・アムシュテッテン市（Amstetten）で、73歳の父親ヨーゼフ・フリッツル（Josef Fritzl・電気工）が、当時18歳だった実の娘、エリザベス・フリッツル（Elisabeth Fritzl）さん（現在42歳）を1984年以降、24年間地下室に監禁し、性虐待を繰り返していた。父親は娘が11歳の頃から性虐待を繰り返し、18歳の時に地下室に手錠をかけて監禁し、娘を行方不明者として報告する一方、産まれた子どものうち3人を『家出した娘が子どもたちだけを送り返してきた』として、自分たち夫婦の養子として妻と一緒に地上で育てる一方、残り3人の子どもたち（現在19歳、18歳、5歳）は、娘と共に地下室に監禁していたという。一人は生後死亡しているが、計7名の子どもを娘に産ませた。地下室は約50～60m²の広さだが、高さは約1m70cmしかない。トイレ、料理できる小台所はあったが、娘と3人の子どもは24年間、太陽の光の届かない生活を強いられてきた。監禁中の子どもの一人Kerstinさんが病気となったため、父親が子どもを病院に運んだが、治療に当たった医者が、子どもの病状に不審を感じて警察に報告したことから事件が明らかになった。逮捕された父親の妻（娘の母親）は、『地下室に娘や子どもた

ちが監禁されていたとはまったく気が付かなかった』と証言し、ショックを隠し切れない様子だったという。エリザベスさんは捜査当局に対し、11歳の頃からフリッツル容疑者に性的虐待を受けていたことや、地下室に子どもたちと監禁されていたこと、母親のローズマリー(Rosemarie)さん(69歳)は、全く知らなかったと話している。同様に近所の住民や自治体の社会福祉課職員も、事件には全く気付いていなかった。』

両事件とも詳細はこれから解明されていくだろうし、筆者らも関係資料を今後集めたいと考えているが、身近な家庭内でおこる性的虐待に限らず、子どもたちが誘拐・拉致にあったうえに「性的虐待」の被害に巻き込まれる悲惨なできごとは、外国のみならず、わが国でも発生している。「性的虐待」に対するイギリス・フランス・アメリカの対応は、発生件数の多少に関わらず、3カ国とも命に関わることはないかもしれないが、将来、子どもたちに重大な後遺症を与えることを考慮し、真剣な取り組みがなされている。

一方日本は、発生件数としても少ないが、取り組みはこれからである。筆者ら女子教育に携わっている者にとり、この「性的虐待」は、特に関心を持っているし憂慮している。

アメリカでの研修中、毎週スタッフ間で「Sex Education」という言葉が聞かれた。最初は、英語力不足もあり事情が飲み込めなかったが、「入所している女兒はほとんど全員、性的虐待の被害を受けていること、この子どもたちが将来大人になった時、暴力による『性行為』しか行われないとすれば不幸であることなどから、子どもたちへの『正しい性教育』は、大事な課題である」という趣旨の説明であった。また、岩下は「実の親たちが、肋骨を折ったり・全身大火傷を負わせる・幼い子どもに性的虐待をするなどのひどい虐待をするくらいならば、アメリカは『性教育』が進んでいるのだから(筆者の見解)、家族計画や避妊などして生まない選択もあるのではないか」という疑問を素直に問いかけたことがある。これに対しスタッフは、「アメリカという国は、広大過ぎて教育が徹底していない」と意外な答えであった。確かに長い間の白人・黒人という人種差別はなくなったが、「文盲」といわれる人たちにも出会った。その多くが、アフリカ系黒人であった。

世界の中でも、日本ほど義務教育が徹底している国は少ないといわれ、わが国では、「文盲」という言葉も聞かれなくなっている。しかし、アメリカが先進国といわれながら、巨大過ぎて、教育や制度・法律が徹底しないというのも分かる気がして納得した。浅い体験でしかないが、「教育の啓蒙」の大切さを訴えたいと思いつけてきた。

次に、「子ども虐待」に対する対応、つまり、被虐待児で親子分離が必要と認定された場合に限定して、主にどこでケアしていくのかという点で、4カ国の相違にも簡単に触れておきたい。まず、日本では、児童相談所に通報され、要保護の場合は主として「児童養護施設」でケアされるのが主流である。そして、18歳になると社会に適応・自立できるように支援を行っている。

これに対しイギリスの場合は、川崎二三彦らが、「裁判所のケア命令(Care Order)で強制的に保護している子どもは約4万人で、その約70%が里親と暮らしており、児童養護施設措置の多い日本の現状とは大きく異なる」と報告している。家族に近い形の生活環境の中で子どもたちがケアされることを目指して「里親」が中心である。特に幼児期の子どもの場合、施設に措置されることはほとんどないという。

では、「虐待王国」アメリカはどうか。裁判で家族から分離した方がよいと判断された

場合、短期的に施設に保護され、「援助プログラム」にしたがって療育していき、将来は里親や養子縁組が一般的である。わが国もイギリス・アメリカのように「里親運動」が進められてはいるが、なかなか普及しない。しかし、被虐待児に限らず、家族に恵まれない子どもたち、障害児・戦争孤児などを「里子」・「養子」として迎えることは、日本と違いアメリカでは何も特異なことではなく、ごく普通に行われていることに驚嘆する。

ただし、イギリス・アメリカ両国とも最近、里親業を廃業する人が増えているといわれている。その理由として、アメリカ在住の栗津美穂は、いくつもの理由があるが、(1)第一に、金銭面にとどまらないサポートの薄さ。ソーシャル・ワーカーは手に余るケースワークを抱えて、しばしば里親の疑問や要望に答えられない。(2)里子そのものに問題がある。つまり、アメリカは30年前と、里子たちが様相を異にしてきているという。たとえば、いずれは養子にするつもりで里親になった親たちは、政府からのあとを絶たない難しいリクエスト-逮捕歴のあるティーンや、性的虐待の犠牲となり精神の問題を抱えた姉妹や、知的障害を持つ11歳児をかしらに3人の兄弟を受け入れて欲しいなどに閉口して、里親を廃業してしまうと述べている。

イギリスでもアメリカ同様、被虐待児の人生早期の被虐待体験の影響からくる暴力や対人関係性の困難など問題深刻化のため、受け入れ先の里親家庭・養育家庭の変更が頻繁に繰り返され、里親への定着率の低さが大きな問題となりつつあるといわれている。

最後に、フランスは、同じキリスト教国のイギリス・アメリカと多少考え方が異なることに関心を持った。フランスでは基本的に、被虐待児の施設措置・里子・養子縁組などによる保護が主流というより、親の同意の下、家族に対しての支援が中心となっている。長縄良樹らによると、「フランスは、宗教（国民の約80%がカトリック）上の理由から親権に対する意識が強く、親権を手放すことは、子どもとの繋がりをすべて断ってしまうと同時に、子どもを捨てたという罪の意識にさいなまれることに深く関わっている」と報告している。親の虐待行為が明らかに証明されたとしても、法的に親権が剥奪されることがほとんどない点は、アメリカ・イギリスとは大きく異なっている。フランスが里親委託増加に至らない理由の要因として、このようにカトリックという宗教も要因の一つとしてあげていることに、筆者らは興味を持つと共に、類似の背景を持つイタリアはどうなのか考察していきたい。また、日本は表1でも示したが、今回比較した3カ国と違って独特な宗教背景を持っている。同じキリスト教世界でもプロテスタントが多いイギリス・アメリカ、カトリック信者が多いフランスと異なり、わが国独自の宗教背景が、「子ども虐待」の児童福祉政策・対策に与える影響など、もっと追求してみたい事項である。

Ⅲ. 児童養護施設視察と諸外国との比較

筆者らは直接、「子ども虐待」の子どもたちに触れ合っ、微力ながらサポート出来たらという思いがあるものの、今の時点ではかなわないでいる。その代わりに各種研修会、学会への参加を通して、また国内外の事例研究の書物を多く読んで、子ども虐待の背景・後遺症・対応への理解を深めていこうと考えた。この一連の作業の中で、困難かも知れないが、虐待の子どもたちを主としてケアしている養護施設の関係者に現状をうかがったり、可能な範囲で施設内

を視察させて頂けたら、「女子教育への啓蒙」だけでなく、もっと具体的な援助が筆者らにも出来るかも知れないと、今年度は行動に移そうと計画した。

今回は、それらの(1)筆者らが視察した「養護施設」、(2)「子どもの虹情報研修センター」と「資生堂児童福祉海外研修団」の海外視察報告書でみるイギリス・フランス、(3)かつて経験したアメリカの施設の概要を紹介し、被虐待児が、どのようなスタッフ構成の中でケアされているかの比較紹介にとどめ、これを機に今後も、施設視察を続け、何らかのお手伝いができたらと希望している。それを示したのが表6である。そして、日本の「被虐待児」のケア・対応・予防教育などを深めていけたらと考えている。

表6をもとに、簡単に比較考察してみる。表からも分かるように入所している措置児童は、被虐待児だけではないが、日本の2ヶ所の養護施設、アメリカの“Thompson Children's Home”イギリスの“The Mulberry, Bush School”フランスの“Shateau de vaucelles”の大半が被虐待児である。フランスのみ例外であるが他の3カ国は、18歳未満の子どもたちを対象としている。多少収容人数の違いがあるにしろ、日本は子ども4~6名に対し職員1名が基準というのに対し、外国は子ども一人に対し職員数はその倍以上というのが普通である。

実際、半年間子どもたちと過ごした経験を持つアメリカの“Thompson Children's Home”と比べてみると、子ども33名に職員が33名常時働いており、その他ソーシャル・ワーカーや事務職員・環境整備員（掃除など）がいたり、また、多くの子どもたちが地域の公立学校に通うには情緒面で適応できないため、施設内に「キャンパス・スクール」が併設されており、そのキャンパス・スクールの教員（助教を含む）は10名いた。1クラス6~7名の子どもに2名の教員配置であった。これらのスタッフも含めると、子ども33名に対し70名以上の職員数であった。

イギリスも36名の子ども数に対して108名という職員数である。ここはいろんな役割を兼ねている施設、たとえば、緊急対応チームもあるので、必ずしも入所している子どもだけのケアだけでないと思われるが、職員数はアメリカ以上に多い。フランスにしてもその他の人数が明確でないので、総数は分からないがアメリカと似ている。

ここで筆者らは、単純に各国における職員数の違いを述べたくて羅列したわけではない。日本の2箇所の養護施設の関係者と直接会って現状把握をしているうちに、日本の子ども虐待への本格的な取り組みは、今始まったばかりだといえる。被虐待児の「心の闇」はとても大きいし、そのケア特に、地域の幼稚園や学校に通園通学していても、心身面・学力面でも個別の対応を必要とする子どもが多い。しかし、日本の現場は、そこまで手が届かないのが現状である。その点では今後、先進国の良いシステムは学ぶべきである。

ただし、優れたシステムの中にあっても、「子ども虐待」は、どの国も大幅に減少しているとはいえない状況である。それは一体なぜなのか。また、被虐待児の原因・背景として「世代間伝達」はとても大きい。わが国の現場は、この問題に正面から向き合うには、スタッフの数一つとりあげても不足していることは否めない。

今回は、現場を垣間見ただけで、子ども虐待の原因・背景・具体的なケア・後遺症などに踏み込むことはできず、やっと入口にたどり着いたところである。今後、さらに掘り下げていく予定である。

表6 施設紹介基本情報の比較

	①A学園	②B学園	③Thompson Children's Home	④The Mulberry Bush School	⑤Shateau de vaucelles
設立年	1951年 (昭和26年)	1886年 (明治19年)	1886年 (明治19年)	1948年 (昭和23年)	1945年 (昭和20年)
経営主体	個人の篤志家	カトリック女子修道会～カトリック、カリタス会に移行	Episcopal Church (聖公会)		ユダヤ系 アソシアシオン
事業種別	社会福祉法人 児童養護施設	社会福祉法人 児童養護施設	情緒障害児療育施設	情緒障害児 短期治療施設	児童養護施設
所在地	鹿児島	京都	アメリカ	イギリス	フランス
土地・面積 (建物延面積)	4,601.60㎡ (1,282.52㎡)	3,198㎡ (1,696.97㎡)			17,000㎡
児童定員	40名 (男女)	55名 (男女)	36名 (男女)		45名 (男女)
実員児童数	35名 (2～18歳)	49名 (2～18歳)	33名 (6～12歳)	36名 (5歳～13歳)	45名 (5歳～21歳)
措置児童の内容	親の虐待・酷使12名 親のネグレクト 2 親の入院 5 親の離婚 2 母親の行方不明 3 母の就労 2 破産等の経済的理由 4 その他 5	親の虐待 親の病気 (精神的疾患が主) 親の養育能力不足 (子どもに問題有を含む) 破産などの経済的理由 上記が主で、大半が 重複の理由で入所。	親の虐待・酷使26名 その他 (子どもの情緒的問題) 7	身体的虐待 早期の剥奪体験 ネグレクト D Vの目撃 性的虐待	子どもの問題 ・学校不応 ・学業不振 ・不眠症など重複 服役 麻薬中毒 精神異常 重度のネグレクト ※身体的・性的虐待 は少ない。
職員数	園長 1名 事務員 1 児童指導員 6 保育士 6 非常勤保育士 1 栄養士 1 調理士 3 心理職員 1 職員20名	園長 1名 書記(事務員) 1 児童指導員 6 保育士 9 非常勤保育士 2 宿直専門員 2 栄養士 1 調理士 4 非常勤医師 1 非常勤心理職員 4 職員31名	園長 1名 副園長 1 コーディネーター 1 療育スーパーバイザー 5 保育士 16 調理士(ハウスマザー) 4 児童精神科医 1 心理職員 3 看護師 1 ※キャンパススクール の10名の教師と 事務職員・掃除員 を含めると、 総勢職員70名以上	・治療に携わるチーム 生活部門ケアチーム 39名 教育チーム 17 心理治療チーム 4 ファミリーチーム 3 緊急対応チーム 8 ・ホーム(4棟) 各棟に10名のスタッフ ※調理員や清掃員な どを含めて、 総勢職員 108名	施設長 1名 指導員 22 ファミリーソシヤ ルワーカー 2 心理職員 2 その他 ?
	日本では、職員：子どもは、約6：1の 配置が、30年間据え置き状態である。		職員：子どもは、約2：1の配置が普通。		
基本方針	最大限の愛を 子どもたちに！ 1. 民主的であること 2. 公平であること 3. 開かれている施設であること	一人ひとりを 大切に！ 1. 一人ひとりの人 権を大切に 2. 一人ひとりの自 立を援助する 3. 一人ひとりの家 族との関わりを大 切にする 4. 一人ひとり は地域社会の一員である			人間は一人ひとり違 う、その違いを尊重 する！

IV. おわりに

今回、前回の報告に続き、各国の「子ども虐待」について現状の比較検討をもっと掘り下げたいと考えて、文献収集を始めた。比較する国としてイギリス・フランス・アメリカを選んだ。しかし、既述した通り、資料収集の段階で国際比較は容易ではないということに気がついた。各国政府や公的機関あるいは業界が公表した数値は、統計の定義・分類・集計範囲が異なっているし、公表年度は同じでも、調査年月日が違う、データの整合性がとれないという暗礁にぶつかり、表面的な数値だけで直接比較することの困難さを前に中断しようとも考えた。特にアメリカの文献・資料はたくさんあるものの、その割には統計資料が大国だけに日本のようにきちんと整備されていないという矛盾もある。ましてや他の国も同様な事情で信頼できる統計資料を、しかも、できるだけ新しいデータを収集するのは困難であった。

このような状況にあって、「子ども虐待」と向き合うためにも、筆者らは自分たちなりの知見を深めようと簡単な「子ども虐待諸外国との比較」を行い、この夏には「養護施設」の関係者との聞き取りや施設視察などを始めた。日本の「子ども虐待」がやっと取り組み始めたばかりだとすると、筆者らの研究も始まったばかりである。

とりわけ、今回筆者らの「児童養護施設」視察を快く引き受けてくださったB学園の施設長、井上新二先生に感謝するとともに先生が子どもたちと向き合う姿勢を、「小声で叱る。一人ひとりと尊敬のうちに会う」、さらに、「優しいけれども甘くはない。厳しいけれども怖くはない」という言葉の意味の深さに教育者としての示唆をいただいた。テーマがテーマだけに時には、「これ以上踏み込みたくない、やめたいなあ」と気が滅入ってしまう日々である。

しかし、子どもたちが、それ以上に傷つきながらも生きようとしているのを見聞きするにつけ、やはり、私たちにできることを模索しながら次回につなげていきたいと考えている。今回も地元鹿児島の現状をまとめるまでに至らなかった。今後の課題は山積している。

引用および参考文献

- 1) 西澤 哲 : 子どもの虐待－子どもと家族への治療的アプローチ 1994 誠心書房
- 2) 上野加代子 : 児童虐待の社会学 1996 世界思想社
- 3) 斉藤 学 : 児童虐待－危機介入編 1995 金剛出版
- 4) 斉藤 学他 : 子どもの虐待 1999 安田生命社会事業団
- 5) 椎名篤子編 : 凍りついた瞳が見つめるもの 1997 集英社
- 6) 同上 : 親になるほど難しいことはない 2000 集英社
- 7) 奥山真紀子ら編 : 子ども虐待防止マニュアル 2001 ひとなる書房
- 8) 小木曾 宏 : Q & A 子ども虐待の問題を知るための基礎知識 2003 赤石書店
- 9) 熊谷文枝 : アメリカの家庭内暴力と虐待 2005 ミネルヴァ書房
- 10) 京極高宣ら編 : 新版社会福祉双書第4巻児童福祉論 2005 全国社会福祉協会
- 11) 熊谷文枝 : アメリカの家庭内暴力 2005 ミネルヴァ書房

- 12) 杉山 春 : ネグレクトー真奈ちゃんはなぜ死んだかー 2005 小学館
- 13) 田邊泰美 : イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク 2006 明石書店
- 14) 杉山登志郎 : 子ども虐待という第四の発達障害 2007 学習研究社
- 15) 松田博雄 : 子ども虐待 2008 学文社
- 16) 浅井春夫他 : 子どもの貧困 2008 明石書房
- 17) 河野朗久 : 傷痕の真実 2008 新興医学出版社
- 18) アムネスティ・インターナショナル日本支部編: 子ども・世界・人権 1994 明石書店
- 19) ジーン・レンボイツ: 幼児虐待 1977 星和書店
- 20) マルタン・モネステイエ: 児童虐待全書 2000 原書房
- 21) キース・N・リチャーズ: ニューヨーク州児童虐待調査官 2001 PHP研究所
- 22) 土屋恵司 : アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律
2004 外国の立法219
- 23) トリイ・ヘイデン: シーラという子 2004 早川書房
- 24) 粟津美穂 : ディープ・ブルー 2006 太郎次郎社エディタス
- 25) アリー・ボストン他編: 被虐待児の精神分析的心理療法 2006 金剛出版
- 26) 四方耀子他 : アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書 2003
子どもの虹情報研修センター
- 27) 川崎二三彦他 : イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書 2008
子どもの虹情報研修センター
- 28) 長縄良樹他 : 第33回資生堂児童福祉海外研修報告書 2007
財団法人資生堂社会福祉事業財団
- 29) 深谷昌志 : 育児不安の国際比較 2008 学文社
- 30) 横田増生 : フランスの子育てが日本よりも10倍楽な理由 2009 洋泉社
- 31) 平成21年度版青少年白書: 日経印刷株式会社刊
- 32) 萩原康生 : 世界の社会福祉年鑑2007 2007 旬報社
- 33) 内閣府編集 : 青少年白書 平成14～平成19年度版 国立印刷局
- 34) 文部科学省 : 平成20年度文部科学白書
- 35) 厚生統計協会 : 国民衛生の動向2009年第56巻第9号 2009
- 36) 日本子ども家庭総合研究所編: 日本子ども資料年鑑2009 2009 KTC中央出版
- 37) 矢野恒太郎記念会: 日本国勢図会 2009/10年版 2009 矢野恒太郎記念会
- 38) 同上 : 世界国勢図会 2009/10年版 2009 矢野恒太郎記念会
- 39) ヨーロッパ連合編: ヨーロッパ統計年鑑2006-2007 2008
- 40) アメリカ合衆国商務省センサス局編: 現代アメリカデータ総覧: 1992～2007 柊風舎
- 41) <http://www.hs.sugiyama-u.ac.jp/~sociolog/gra9023.html>
- 42) <http://www.eonet.ne.jp/skado/book1/child-abuse-parental-power-r.pdf>
- 43) <http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/01120357/0/kouza3/section1.htm>
- 44) <http://www.jba.org/activity/images/living>
- 45) <http://www.asahi-net.or.jp/rbls-wkt/gyachild01.htm>

- 46) <http://www.crnjapan.com/abuse/ja/wom-childabuseoverview.html>
- 47) <http://www.npa.go.jp/safetylife//syonen28/20060216.pdf>
- 48) 厚生労働省ホームページ <http://homepage2.nifty.com/tanimurasakaei/kouseiro.htm>
- 49) フランスの統計資料 <http://www.odas.net>
- 50) http://www.crc-japan.net/contents/knowledge/b_situation_18.html